



福岡医発第 33 号 (地)
平成 30 年 4 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 30 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知について (3 月 26 日付け)

平成 30 年 4 月 1 日施行の診療報酬点数表等の改正に係る省令、告示、通知につきまして、平成 30 年 3 月 13 日付け福岡医発第 3110 号 (地) 及び 4 月 3 日付け福岡医発第 26 号 (地) にてご連絡申し上げておりましたが、今般、3 月 26 日付けで、告示、通知等が発出された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、省令、告示、通知につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム医療保険の「平成 30 年度 診療報酬改定の情報」に掲載されております。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

平成30年3月27日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

平成30年度診療報酬改定に係る告示、通知のご案内について
(3月26日付け)

平成30年4月1日施行の診療報酬点数表等の改正に係る省令、告示、通知につきましては、3月6日付け日医発第1125号(保212)及び3月20日付け(保230)にてご連絡申し上げたところでございます。

今般、26日付けで告示、通知等が追加で発出されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、関連する告示、通知につきましては、日医ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「平成30年度 診療報酬改定の情報」に取り急ぎ掲載させていただきますので、必要な通知を印刷のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。(掲載する通知は下記をご参照ください。)

【添付資料】

[平成30年3月26日付け]

1. 官報 号外第64号(平成30年3月26日) 抜粋

《告示》

- (1) 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件 (厚生労働省告示第128号)
- (2) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(厚生労働省告示第129号)
- (3) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件 (厚生労働省告示第130号)

【日本医師会ホームページ掲載】

- 1. 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(保医発 0326 第5号 厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官)
- 2. 「訪問看護計画書等の記載要領等について」の一部改正について
(保医発 0326 第6号 厚生労働省保険局医療課長)

3. D P C 制度への参加等の手続について

(保医発 0326 第 7 号 厚生労働省保険局医療課長)

4. 「薬価基準等の一部改正について」等の一部改正等について

(保医発 0326 第 8 号 厚生労働省保険局医療課長)

5. 「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」の一部改正について

(医政発 0326 第 2 号、薬生発 0326 第 1 号、保発 0326 第 1 号
厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、保険局長)

6. 「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の実施上の留意事項及び申出等の取扱いについて」の一部改正について

(医政発 0326 第 3 号、薬生発 0326 第 2 号、保発 0326 第 2 号
厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、保険局長)

7. 「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う手続き等の取扱いについて」の一部改正について

(医政研発 0326 第 1 号、薬生薬審発 0326 第 1 号、
薬生機審発 0326 第 1 号、保医発 0326 第 10 号 厚生労働省医政研究開発振興課長、
医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、保険局医療課長)

8. 「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の申出等の手続の細則について」の一部改正について

(医政研発 0326 第 2 号、薬生薬審発 0326 第 2 号、薬生機審発 0326 第 2 号、
保医発 0326 第 11 号 厚生労働省医政局研究開発振興課長、
医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、保険局医療課長)

9. 傷病名コードの統一の推進について (事務連絡 厚生労働省保険局医療課)



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の一部を改正する政令(六二)
- 地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令(六二)
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令(六三)

(最高裁規則)

- 裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(最高裁三)
- 裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則(同四)

(府 令)

- 農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府八)

(省 令)

- 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務五)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三五)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同三六)
- 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三七)
- テンスイシストセンチュウの緊急防除に関する省令(農林水産一一)
- 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令等の一部を改正する省令(同二三)

(告 示)

- 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件(文部科学五三)
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件(厚生労働二二八)
- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(同二二九)

- 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(同三〇)

- 厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件(同三一)

- 医療法施行規則第五十七条の二第二項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種の一部を改正する件(同三二)

- 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件(同三三)

- テンスイシストセンチュウの緊急防除に関する告示(農林水産六〇八)

- 畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を定める件(同六〇九)

- 建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する件(国土交通四九〇)

- 国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件(同四九一、四九七)

- 国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件(同四九八、五〇二)

- 海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

- 道路に関する件(海上保安庁三一)

- 東北地方整備局七五、七八

- 都市計画に関する件(九州地方整備局六〇)

(官庁報告)

官庁事項

- 日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示(金融庁)

(資 料)

- 四半期別GDP速報(二次速報)(二〇一七(平成二十九)年十一月期)(内閣府)

(公 告)

諸事項

官庁

- 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係

裁判所

- 公示催告、破産、免責、再生関係特殊法人等

- 日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算終了・清算人退任関係

地方公共団体

- 教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達、特定空家等の除去命令関係会社その他

会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

国立研究開発法人防
災科学技術研究所
備整備費補助金
国立研究開発法人海
洋研究開発機構設備
整備費補助金
(略)

(新設)
国立研究開発法人海
洋研究開発機構設備
整備費補助金
(略)

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○厚生労働省告示第二百二十八号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現にこの告示による改正前の厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（以下「旧告示」という。）により実施する先進医療（旧告示第二の三及び六並びに第三の七十及び七十六に掲げるものに限る。）についてはなお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

一 (略)

改 正 前

第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

一 (略)

イ 三次元形状解析による体表の形態的診断
対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患

ロ 施設基準
主として実施する医師に係る基準

① 専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

② 形成外科専門医（一般社団法人日本形成外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。以下同じ。又は口腔外科専門医（公益社団法人日本口腔外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として三例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科を標榜していること。

② 医療機器保守管理体制が整備されていること。

③ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

二| 陽子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む）、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) (略)
(2) 保険医療機関に係る基準

- ① (略)
② 実施診療科において、放射線治療専門医（公益社団法人日本放射線腫瘍学会及び公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。）であつて、放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。
③・④ (略)

- ⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査に応じること。
⑫ (略)

五|三・四| 重粒子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) (略)
(2) 保険医療機関に係る基準

- ① (略)
② 実施診療科において、放射線治療専門医であつて、放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。
③・④ (略)

- ⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査に応じること。
⑫ (略)

六| (削る)

イ 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準

- ① (略)
② 脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。）であること。
③・④ (略)

七| 九|
(2) (略)
(略) (削る)

三| 陽子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む）、肺・縦隔腫瘍、骨軟部腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) (略)
(2) 保険医療機関に係る基準

- ① (略)
② 実施診療科において、放射線治療専門医（公益社団法人日本放射線腫瘍学会及び公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。）及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。
③・④ (略)

- ⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。
⑫ (略)

四・五| 重粒子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) (略)
(2) 保険医療機関に係る基準

- ① (略)
② 実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。
③・④ (略)

- ⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。
⑫ (略)

七| 削除

イ 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準

- ① (略)
② 脳神経外科専門医であること。
③・④ (略)

九| 十一|
(2) (略)
(略) (削る)

十二| 削除

十
(前略)十一
齒周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法ロ イ
(略)

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものを用いる。又は口腔外科専門医(公益社団法人日本口腔外科学会が認定したものを用いる。下同じ。))であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十二
樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法ロ イ
(略)

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 血液専門医(一般社団法人日本血液学会が認定したものを用いる。下同じ。)、消化器病専門医(一般財団法人日本消化器病学会が認定したものを用いる。下同じ。)、呼吸器専門医(一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものを用いる。下同じ。)、呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものを用いる。下同じ。)、消化器外科専門医(一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものを用いる。下同じ。)、がん薬物療法専門医(公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したものを用いる。下同じ。))又は乳腺専門医(一般社団法人日本乳癌学会が認定したものを用いる。下同じ。))であること。

(2) ③・④ (略)

十三
(略)十四
定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価ロ イ
対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍摘除術後のもの

ロ イ
施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら整形外科に従事し、当該診療科について六年以上の経験を有すること。

② 整形外科専門医(公益社団法人日本整形外科学会が認定したものを用いる。下同じ。))であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 整形外科及び放射線科を標榜していること。

② 診療放射線技師が配置されていること。

③ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

④ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑤ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

十五
齒周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法ロ イ
(略)

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものを用いる。又は口腔外科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

十六
樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法ロ イ
(略)

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 血液専門医(一般社団法人日本血液学会が認定したものを用いる。下同じ。)、消化器病専門医(一般財団法人日本消化器病学会が認定したものを用いる。下同じ。)、呼吸器専門医(一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものを用いる。下同じ。)、呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものを用いる。下同じ。)、消化器外科専門医(一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものを用いる。下同じ。)、がん薬物療法専門医(公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したものを用いる。下同じ。))又は乳腺専門医(一般社団法人日本乳癌学会が認定したものを用いる。下同じ。))であること。

(2) ③・④ (略)

十三
(略)
(削る)十四
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

イ (略)

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

- ② 眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③～⑤ (略)

(2) (略)
(削る)十七
(略)十八
EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

EBウイルス感染症（免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準

- ① 専ら内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。

- ② 総合内科専門医（一般社団法人日本内科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。

- ③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

- ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

- (2) 保険医療機関に係る基準

- ① 内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科を標榜していること。

- ② 臨床検査技師が配置されていること。

- ③ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

- ④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

- ⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。

- ⑥ 当該療養について症例を実施していること。

十九
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

イ (略)

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

- ② 眼科専門医であること。

③～⑤ (略)

- (2) (略)

二十
フェニルケトン尿症の遺伝子診断

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

フェニルケトン尿症、高フェニルアラニン血症又はヒオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損症

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準

- ① 専ら小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

- ② 小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

- ③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

- ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

十五、十七
(削る)
(略)

(削る)

(2) 保険医療機関に係る基準

① 小児科を標榜していること。

② 臨床検査技師が配置されていること。

③ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

④ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑥ 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

⑦ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

⑧ 当該療養について症例を実施していること。

二十一、二十三 (略)

二十四 前眼部三次元画像解析

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

緑内障、角膜ジストロフィー、角膜白斑、角膜変性、角膜不正乱視、水疱性角膜症、円錐角膜若しくは水晶体疾患又は角膜移植術後である者に係るもの

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら眼科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

② 眼科専門医であること。

③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 眼科を標榜していること。

② 医療機器保守管理体制が整備されていること。

③ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

二十五 急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髓微小残存病変(MRD)量の測定

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)であって初発時に骨髓浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ腫若しくはパキットリンパ腫

ロ 施設基準

(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① 主として実施する医師に係る基準

イ 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

ロ 血液専門医であること。

ハ 当該療養について三年以上の経験を有すること。

ニ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(削る)

② 保険医療機関に係る基準

(イ) 小児科を標榜していること。

(ロ) 実施診療科において、血液専門医の経験を五年以上有する常勤の医師が三名以上配置されていること。

(ハ) 臨床検査技師が配置されていること。

(ニ) 病床を十床以上有していること。

(ホ) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数に、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

(ヘ) 当直体制が整備されていること。

(ト) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(チ) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(リ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(ヌ) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(ウ) 当該療養について二十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

① 主として実施する医師に係る基準

(イ) 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(ロ) 血液専門医であること。

② 保険医療機関に係る基準

(イ) 小児科又は内科を標榜していること。

(ロ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(ハ) 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

(3) (2)に規定する保険医療機関から検体の採取以外の業務を受託する保険医療機関の施設基準

① (1)に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関であること。

② 当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること。

二十六 最小侵襲椎体椎間板揺脱洗浄術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
脊椎感染症

(削る)

十八 MEN1遺伝子診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 内分泌代謝科専門医（一般社団法人日本内分泌学会が認定したものをいう）、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう）又は臨床遺伝専門医であること。

②・③ (略)

(2) (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら整形外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

② 整形外科専門医であること。

③ 当該療養について三年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として八例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 整形外科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 麻酔科標榜医が配置されていること。

④ 診療放射線技師が配置されていること。

⑤ 病床を二十床以上有していること。

⑥ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、看護職員の数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦ 当直体制が整備され、専ら整形外科に従事する医師が当直を行っていること。

⑧ 緊急手術体制が整備されていること。

⑨ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑩ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬ 届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二十七及び二十八 削除

二十九 MEN1遺伝子診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 内分泌代謝科専門医（一般社団法人日本内分泌学会が認定したものをいう）、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

②・③ (略)

(2) (略)

(削る)

十九・二十
(削る)
(略)

三十 金属代替材料としてグラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いたユニットブリッジ治療
イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
白歯部中間欠損（白歯部のうち一歯が欠損し、その欠損した白歯に隣接する白歯を支台歯とするものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 補綴歯科専門医（公益社団法人日本補綴歯科科学会が認定したものをいう。）であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 歯科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の歯科医師が配置されていること。

③ 歯科衛生士及び歯科技工士が配置されていること。

④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑥ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑦ 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三十一・三十二 (略)

三十三 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
甲状腺がん（未分化がんを除き、甲状腺皮膜浸潤及び明らかなリンパ節腫大を伴わないものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

② 甲状腺外科専門医（日本甲状腺外科学会（平成十七年十月二十九日設立）が認定したものをいう。）又は内分泌外科専門医（日本内分泌外科学会（昭和六十三年七月二十四日設立）が認定したものをいう。）であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

⑤ 「内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ」（平成二十五年十一月二十二日に日本甲状腺外科学会及び日本内分泌外科学会が合同で設置したものをいう。）が作成する名簿に登録していること。

(削る)

(削る)

(2) 保険医療機関に係る基準

① 外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分沁外科を標榜していること。

② 当直体制が整備されていること。

③ 緊急手術体制が整備されていること。

④ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

三十四 FOLFOX 6 単独療法における血中 5-FU 濃度モニタリング情報を用いた 5-FU

U 投与量の決定

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

大腸がん(七十歳以上の患者に係るものであつて、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであり、かつステージⅣであると診断されたものに限る。)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら外科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② がん治療認定医(一般社団法人日本がん治療認定医機構が認定したものをいう。以下同じ。)又はがん薬物療法専門医であること。

③ FOLFOX 療法について十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 外科又は腫瘍内科を標榜していること。

② 薬剤師が配置されていること。

③ 臨床検査技師が配置されていること。

④ 当直体制が整備されていること。

⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧ がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。

⑨ 届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑩ 当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

三十五 削除

三十六 腹腔鏡下広汎子宮全摘術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

子宮頸がん(ステージⅠA 2 期、ⅠB 1 期又はⅡA 1 期の患者に係るものに限る。)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら産婦人科又は婦人科に従事していること。

② 産婦人科専門医であること。

- 二十一 (略)
- 二十二 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断
対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
ウイルス感染症が疑われるもの（造血幹細胞移植（自家骨髄移植、自家末梢、血幹細胞移植、同種骨髄移植、同種末梢、血幹細胞移植又は臍帯血移植に限る。）後の患者に係るものに限る。）
- 二十三・二十四 (略)
- 二十五 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術
イ (略)
- ロ 施設基準
- (1) 主として実施する医師に係る基準
- ① (略)
- ② 婦人科腫瘍専門医（公益社団法人日本婦人科腫瘍学会が認定したものをいう。）であること。
- ③・④ (略)
- (2) (略)

- 三十七 (略)
- 三十八 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断
対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
ウイルス感染症が疑われるもの（造血幹細胞移植（自家骨髄移植、自家末梢、血管細胞移植、同種骨髄移植、同種末梢、血管細胞移植又は臍帯血移植に限る。）後の患者に係るものに限る。）
- 三十九・四十 (略)
- 四十一 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術
イ (略)
- ロ 施設基準
- (1) 主として実施する医師に係る基準
- ① (略)
- ② 婦人科腫瘍専門医であること。
- ③・④ (略)
- (2) (略)
- (3) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
- (4) 腹腔鏡手術について五年以上の経験を有すること。
- (2) 保険医療機関に係る基準
- ① 産婦人科又は婦人科、病理診断科及び麻酔科を標榜していること。
- ② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- ③ 病理診断科及び麻酔科において、常勤の医師がそれぞれ一名以上配置されていること。
- ④ 臨床工学技士が配置されていること。
- ⑤ 診療放射線技師が配置されていること。
- ⑥ 病床を二十床以上有していること。
- ⑦ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常勤の医師が二名以上配置されている数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
- ⑧ 当直体制が整備されていること。
- ⑨ 緊急手術体制が整備されていること。
- ⑩ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- ⑪ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑫ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
- ⑬ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑭ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

二十六・二十七 (略)

二十八 血中TARC濃度の迅速測定

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

汎発型の皮疹^い（皮膚科専門医（公益社団法人日本皮膚科学会が認定したものをいう。以下同じ。）が重症又は重症化の可能性があると判断したものであって、薬疹^いが疑われるものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら皮膚科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

② 皮膚科専門医であること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 皮膚科を標榜^{ひょうぼう}していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されており、そのうち一名は当該診療科について十年以上の経験を有する皮膚科専門医であること。

③ 内科において常勤の医師が配置されていること。

④ 臨床検査技師が配置されていること。

⑤ 病床を百床以上有していること。

⑥ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数^いが、常時、入院患者の数^いが十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数^いが本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数^いが、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦ 当直体制が整備されていること。

⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

(削る)

(削る)

一、三 (略)

(削る)

四 (略)

(削る)

(削る)

四十二・四十三 (略)

(新設)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一 削除

二 削除

三、五 (略)

六 削除

七 (略)

八及び九 削除

十及び十一 削除

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第七條第三項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式様式第三に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り續て使用することができる。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省告示第百二十九号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第七條第三項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式様式第三に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り續て使用することができる。

六十三 マルチプレックス遺伝子パネル検査 進行再発固形がん（切除が困難で進行性のもの又は術後に再発したものであつて、原発部位が不明なもの又は治療法が存在しないもの、従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限る。）

五十七 五十六 （略）

五十二 五十六 （略）

（削る）

四十六 五十一 （略）

三十八 四十五 （略）

二十九 三十七 （略）

二十八 （略）

二十七 （略）

二十四 二十六 （略）

十七 二十三 （略）

十六 （略）

（削る）

八・九 （略）

五・七 （略）

七十七 八十二 （略）

七十六 陽子線治療 前立腺がん（遠隔転移しておらず、NCCN分類で中リスク群と診断されるものに限る。）

七十一 七十五 （略）

七十 重粒子線治療 前立腺がん（遠隔転移しておらず、D、Amico分類で高リスク群と診断されるものに限る。）

六十三 六十八 （略）

六十二 六十一 （略）

五十四 六十一 （略）

五十三 五十二 （略）

四十四 五十二 （略）

四十三 四十二 （略）

四十二 四十一 （略）

四十 （略）

三十九 三十八 （略）

三十八 三十七 （略）

三十七 三十四 （略）

二十八 三十四 （略）

二十五 二十六 （略）

二十七 削除

十八 削除

十六・十七 （略）

十五 削除

十二 十四 （略）

六十九 ヒトIL-11製剤を用いた心筋保護療法 ST上昇型急性心筋梗塞（再灌流療法を施行する場合に限る。）

(齒科)

都道府県番号

○ (齒科) 平成 年 月分

3	1 社・団	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一
齒 科	2 公費	4 退職	2 2併	4 六外	0 高外二
			3 3併	6 家外	
				給付割合	1098 7()

様式第二

—					—				
公 費 負担者 番 号					公費負担 医療の受 給者番号				

保険者 番号						給付割合	1098 7()
-----------	--	--	--	--	--	------	--------------

被保険者証・被保険者
手帳等の記号・番号

氏名			特記事項	船 出
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . . 生			補管 苗初診
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 逆殉災害			

医療機関
の所在地
及び
名称

傷病名 部位															診療開始日	年 月 日						
															診療日数	日 ()						
															転帰	治愈	死亡	中止				
初診	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特導	特連	特地	外来環										
再診	×	時間外	×	休日	×	深夜	×	乳	×	乳・時間外	×	乳・休日	×	乳・深夜	×	特	×	再外来環	×			
管理・リハ	歯管	+	+	+	+	+	義管	実地指		P画像		×	×	留	その他							
投薬・注射	内電外注				調	×	×	処方	×	×	×	×	×	注	×	×						
X線検査	全顎	枚	色調	×	P混検	×	P部検	×	基本	×	精密	×	×	その他								
	標	×	S培	×	顎運動	×			本	×	密	×	×	その他								
	パ	×	×	EMR	×	×	×	×	検査	×	検査	×	×	その他								
	パ	×	×									×	×	×	×	その他						
処置・手術	う蝕	×	保護処置	×	×	×	×	填塞	×	×	知覚過敏	×	×	咬調	×	×						
	抜	×	感根	×	根	×	根	×	加圧	×	生切	×	×	F局								
	髓	×	根処	×	貼	×	充	×	根充	×	×	×	T.cond	×								
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	歯清									
	S C	×	×	×	×	×	SRP前	×	小	×	大	×	前	×	小	×	大	×				
	PCur前	×	小	×	大	×	前	×	小	×	大	×	SPT(Ⅰ)	SPT(Ⅱ)	P処	×	P基処					
	抜歯乳	×	前	×	+	×	白	×	+	×	埋	×	+	×	切開	×	×					
	その他																					
麻酔	伝麻	×	浸麻	×	その他																	
歯冠修復及び欠損補綴	補形	×	×	維持管理				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
	歯冠形成	前C	×	前C	×	+	×	(窩洞)	×	印象	×	×	×	×	×	×	×	×				
		金硬	×	金硬	×	+	×		+	×	ToC	×	咬合	×	×	×	×	×				
		乳	×	乳	×	+	×		+	×	修理	×	×	×	×	×	×					
		前接	×	+	×	前	×		+	×	×	×	×	×	×	×	×					
	金	×	+	×	金	×	+	×	×	+	×	×	×	×	×	×	×					
	支台	×	支台鑲造	メタル	前小	×	大	×	その他	前小	×	大	×	修形	×	充形	×	+	×			
	金属	乳前小銀	×	×	×	×	×	×	硬ジ	×	×	充填1	×	材充Ⅰ	×	×	×	×				
	前小バ	×	×	×	×	×	×	×	乳	×	×	×	×	材充Ⅱ	×	×	×	×				
	大バ	×	×	×	×	×	×	×	装着	×	×	×	×	材充Ⅱ	×	×	×	×				
大銀	×	×	×	×	×	×	×	装着	×	+	×	充填2	×	×	×	×	×					
有床義歯	バ前	×	銀前	×	バ大	×	C小	×	装着	×	×	リタイナー	×	×								
	前接	×	銀小	×	バ小	×	C大	×	材料	×	×	Br装着	×	×								
	バ大	×	銀大	×	バ小	×	バ小	×	コ	×	屈曲	不特	×	保	×	×	×					
	1~4歯	×	床	×	脚	双大	×	双大	×	線14	双	×	不双	×	レ・トナシ	×	×	×				
	5~8歯	×	床	×	脚	双小	×	双小	×	鉤K	レストアリ	×	特	レストアリ	×	間接	×	人	×	×		
	9~11歯	×	適	×	造14K	腕大	×	腕大	×	腕	×	床	×	×	×	×	×	工	×	×		
	12~14歯	×	合	×	鉤	腕大	×	腕大	×	腕	×	床	×	×	×	×	×	工	×	×		
	総義歯	×	×	×	腕前	×	腕前	×	腕	×	床	×	×	×	×	×	×	工	×	×		
	その他																					
	その他																					
摘要											公費分	請求	点	合 計								
											点数	決定	※		点							
											患者負担額 (公費)		円		決 定	※						
											高額療養費	※	円		一部負担 金 額	減額 割(円)	免除・支払猶予					

